

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 本県における障がい者の現状

(1)身体障がい者の現状

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は58,040人で、等級別にみると、1・2級の手帳を持っている方が31,483人、3～6級の手帳を持っている方が26,557人と、1・2級の重度障がいのある方が半数以上を占めています。

年齢区分別にみると、18歳未満が849人(1.5%)、18歳以上65歳未満が12,078人(20.8%)に対して、65歳以上の方が45,113人と全体の77.7%を占めています。住民基本台帳に基づく令和5年4月1日現在の本県の総人口1,320,198人のうち、65歳以上の人口は441,606人であり、高齢化率は33.45%(高齢者人口等統計表(令和5年度))であることから、身体障がい者において、高齢者の占める割合は非常に高くなっています。

また、障がい区分別にみると、視覚障がいは5,739人、聴覚・平衡機能障がいは5,095人、音声・言語・そしゃく機能障がいは1,363人、肢体不自由は42,042人、内部障がいは21,288人となっています。(障がい重複する場合があるため、実所持者数とは一致しません。)

【身体障害者手帳実所持者数 等級別交付状況】

(各年度末現在、単位:人)

年度	30	元	2	3	4
1・2級	33,453	33,043	33,009	32,095	31,483
3～6級	28,032	27,691	27,474	26,942	26,557
計	61,485	60,734	60,483	59,037	58,040

【身体障害者手帳実所持者数 年齢別交付状況】

(令和5年3月31日現在、単位:人)

年齢区分	人数	割合
0歳～17歳	849	1.5%
18歳～65歳	12,078	20.8%
65歳以上	45,113	77.7%
計	58,040	100%

【身体障害者手帳所持者数 障がい別交付状況】

(各年度末現在、単位:人)

区 分	年度	30	元	2	3	4
視 覚 障 が い	1・2 級	3,393	3,351	3,318	3,216	3,225
	3～6 級	1,790	1,756	1,711	1,660	2,514
	計	5,183	5,107	5,029	4,876	5,739
聴覚又は平衡 機能障がい	1・2 級	1,587	1,557	1,529	1,482	1,445
	3～6 級	3,553	3,562	3,607	3,648	3,650
	計	5,140	5,119	5,136	5,130	5,095
音声機能、言語 機能又はそしゃく 機能障がい	1・2 級	0	0	0	0	0
	3～6 級	1,511	1,474	1,464	1,424	1,363
	計	1,511	1,474	1,464	1,424	1,363
肢 体 不 自 由	1・2 級	14,724	14,216	14,150	13,870	13,403
	3～6 級	30,493	29,750	29,244	27,664	28,639
	計	45,217	43,966	43,394	41,534	42,042
内 部 障 が い	1・2 級	14,010	14,047	14,319	14,014	13,812
	3～6 級	7,330	7,169	7,345	7,420	7,476
	計	21,340	21,216	21,664	21,434	21,288
合 計	1・2 級	33,714	33,171	33,316	32,582	31,885
	3～6 級	44,677	43,711	43,371	41,816	43,642
	計	78,391	76,882	76,687	74,398	75,527

※障がい重複する場合があるため、実所持者数とは一致しません。

(2)知的障がい者の現状

令和 5 年3月 31 日現在、本県が知的障がいのある方に対して交付している療育手帳の所持者数は 15,503 人で、年齢区分別にみると、18 歳未満が 3,159 人(20.4%)、18 歳以上が 12,344 人(79.6%)と、身体障がい者と比べると 18 歳未満の割合が非常に高くなっています。

また、区分別にみると、重度(A)の方が 5,868 人(37.9%)、重度以外(B)の方が 9,635 人(62.1%)となっており、特に重度以外(B)の療育手帳を所持する方が増加傾向にあります。

【療育手帳所持者数】

(各年度末現在、単位:人)

	年度	30	元	2	3	4
18 歳 未満	重度(A)	882	904	826	855	894
	重度以外(B)	2,246	2,283	2,297	2,435	2,265
	計	3,128	3,187	3,123	3,290	3,159
18 歳 以上	重度(A)	4,884	4,948	5,006	5,071	4,974
	重度以外(B)	6,377	6,674	6,949	7,028	7,370
	計	11,261	11,622	11,955	12,099	12,344
合計	重度(A)	5,766	5,852	5,832	5,926	5,868
	重度以外(B)	8,623	8,957	9,246	9,463	9,635
	計	14,389	14,809	15,078	15,389	15,503

(3) 精神障がい者の現状

令和5年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は12,600人で、30年度比で1.3倍に増加しており、等級別にみると、1級が909人(7.2%)、2級が8,809人(69.9%)、3級が2,882人(22.9%)となっており、1級は微減、2級、3級は増加傾向にあります。

また、精神科医療機関の入院患者数は3,280人と減少していますが、通院患者数は26,860人(自立支援医療費(精神通院医療)受給者数のみ)と近年増加傾向にあります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数と入院患者数及び通院患者数】

(各年度末現在、単位:人)

	年度	30	元	2	3	4
手帳所持者	1級	1,006	952	909	908	909
	2級	6,990	7,588	7,908	8,309	8,809
	3級	1,819	2,138	2,308	2,591	2,882
	計	9,815	10,678	11,125	11,808	12,600
精神科医療機関 入院患者数		3,637	3,559	3,388	3,298	3,280
精神科医療機関 通院患者数※		23,775	24,701	27,615	26,296	26,860

※精神科医療機関 通院患者数:自立支援医療費(精神通院医療)受給者数

(4) 発達障がい者(児)の現状

平成17年に施行された「発達障害者支援法」では、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障がいは、概念的に精神障がいに含まれるものとして「障害者自立支援法(現障害者総合支援法)」に基づく障害福祉サービス等の利用対象となっていました。平成22年の法改正により、発達障がい者(児)が同法及び「児童福祉法」における障がい者及び障がい児の範囲に含まれることが明確に規定されました。

また、発達障がい者(児)の人数は、複数の障がいを併せ持つことが多いことなどから把握することは困難ですが、令和4年12月に文部科学省が公表した調査結果によれば、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は8.8%と推定され、「発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合」とされています。

(5)重症心身障がい児(者)の現状

重症心身障がいとは、重度の知的障がいと重度の肢体不自由を併せ持つ状態をいい、移動や食事、排泄、入浴など、日常の様々な場面で介助者による支援が必要となります。(「児童福祉法」において、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を「重症心身障害児」と定義されています。)

本県における重症心身障がい児(者)の人数把握はしていませんが、平成28年度に愛媛県重症心身障害児(者)を守る会が発行した「今治福祉圏域における在宅重症心身障がい児(者)等実態調査モデル事業報告書」では、県内で403人と推計されています。

(6)医療的ケア児の現状

医療的ケア児とは、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のことをいいます。医療的ケア児の身体の状態は、歩行可能な状態から自らの意思で身体を動かすことが困難な状態と様々であり、重症心身障がい児も多くいるとされています。さらに、知的障がいの有無・程度においても多様なレベルが存在します。

厚生労働省の推計値では、全国の医療的ケア児(0～19歳)は、令和3年時点で20,180人とされています。また、本県では、令和元年度に医療機関や市町等を対象とした実態調査において、県内に約200人の医療的ケア児がいると把握しています。

(7)高次脳機能障がい者の現状

高次脳機能障害とは、病気や交通事故等により脳に損傷を受けたことが原因で、言語・注意・記憶・遂行機能・社会的行動などに障がいが生じ、日常生活や社会生活に障害が生じた状態をいいます。

この障がいの特徴として、身体的な後遺症がない場合、外見から障がいがわかりにくく、障がいの内容や程度が様々であることがあげられます。また、身体障がいや精神障がいに分かれて判定されることもあるため、その人数や状態などの実態把握が

難しい状況です。

なお、本県における高次脳機能障害支援拠点病院への相談件数は、平成30年度は5,232件でしたが、令和4年度は7,498件と年々増加傾向にあります。

(8) 難病及び小児慢性特定疾病患者の現状

平成25年に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、難病及び小児慢性特定疾病にかかる医療費助成について、公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、必要な措置を講ずることとされ、平成26年度に「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」が施行、医療費助成制度が法制化され、難病は341疾病、小児慢性特定疾病は788疾病が医療費助成の対象(令和6年4月適用)となっています。なお、令和5年3月31日現在で、本県における特定医療費(指定難病)受給者証の交付者数は11,797人、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付者数は1,124人となっています。

また、平成24年度に成立した「障害者総合支援法」及び「改正児童福祉法」において、平成25年度から、障がい者及び障がい児の定義に難病患者等が追加され、障害福祉サービス等の利用が可能となりました。その後、サービスの対象となる疾病は随時拡大されており、369疾病が対象(令和6年4月適用)となっています。

2 前計画期間(R2～5年度)における国の障がい者施策の動向

年月	事項及び主な内容
令和2年4月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行 ・事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援等に関する措置など
令和2年5月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立 ・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化や国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大など
令和2年6月	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立 ・聴覚障害者等による電話利用の円滑化の主たる手段として、「電話リレーサービス」に関する制度の創設等に関する措置など
令和3年5月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立 ・事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化
令和3年6月	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立 ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等を規定
令和3年8月	東京 2020 パラリンピック競技大会が開催
令和4年3月	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定 ・地域共生社会の実現に向け、本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度の利用促進を図る
令和4年3月	北京 2022 パラリンピック冬季競技大会が開催
令和4年5月	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が成立 ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を規定

年月	事項及び主な内容
令和4年6月	<p>「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村におけるこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実など
令和4年10月	<p>「障害者の権利に関する条約」第1回日本政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月に実施した日本政府への審査を踏まえ、国連の障害者権利委員会が政策の改善点について勧告を発表
令和4年12月	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等の措置を規定
令和5年3月	<p>「障害者基本計画(第5次)」を閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現に向け、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を規定
令和5年3月	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を規定
令和5年5月	<p>「障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正」を告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を規定
令和6年1月	<p>「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法や構造を規定